

第2章第2節 第13 屋外消火栓設備

第13 屋外消火栓設備

令第19条及び規則第22条の規定によるほか、次によること。

1 設置位置

令第19条第3項第1号及び第4号並びに規則第22条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、建築物の外壁に近く、かつ、出入口付近に設けること。 ◇
- (2) 令第19条第3項第1号に規定する「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の各部分（地上1m程度）をいうものとする。

2 加圧送水装置の設置場所

規則第22条第9号に規定する加圧送水装置の設置場所は、第4 屋内消火栓設備2の規定を準用すること。

3 ポンプを用いる加圧送水装置等

規則第22条第10号ハの規定によるほか、第4 屋内消火栓設備3の規定を準用すること。

4 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

規則第22条第1項第10号ニに規定される「放水圧力が0.6MPaを超えないための措置」は、第4 屋内消火栓設備5の規定を準用すること。

5 水源

令第19条第3項第2号の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備6の規定を準用すること。

6 配管等 ◇

配管、管継手及び弁類（以下この第13において「配管等」という。）は、規則第22条第8号の規定によるほか、次によること。

- (1) 配管等は、第4 屋内消火栓設備8（（2）、ケを除く。）の規定を準用すること。  
ただし、補助高架水槽から主管までの配管の呼び径は、50A以上とすること。
- (2) 配管の口径は、屋外消火栓のホース接続口が、単口形のものにあっては80A以上、双口形のものにあっては100A以上とすること。

7 非常電源、配線等

令第19条第3項第5号及び規則第22条第6号の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備8の規定を準用すること。

8 耐震措置

規則第22条第12号に規定する耐震措置は、第4 屋内消火栓設備9の規定を準用すること。

9 屋外消火栓箱の構造

規則第22条第2号に規定される屋外消火栓箱（以下この第13において「屋外消

第2章第2節 第13 屋外消火栓設備

火栓箱」という。)は、第4 屋内消火栓設備10、(1)、アからエまでの規定を準用するほか、次によること。

- (1) 雨水等が侵入しない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。
- (2) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。

10 消火栓の構造 ◇

- (1) 屋外消火栓は、地盤面上に開閉弁及びホース接続口を設けた地上式とすること。
- (2) 屋外消火栓のホース接続口は、屋外消火栓箱の内部に格納すること。

11 屋外消火栓箱に格納するホース等 ◇

- (1) ホースは、前10、(2)のホース接続口に結合できる呼称で、長さ20m以上のものを2本以上設置すること。
- (2) 管そうは、品質評価品を1本以上設置すること。
- (3) 令第19条第3項第2号に規定される「有効に放水することができる」とは、当該ホースを展長させたものに放水距離（各設備の仕様によるもの。）を加えた範囲内に当該規定で定められた放水範囲各部分が包含されることをいう。

12 標識等

屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。

13 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算

- (1) 消防用ホースの摩擦損失計算は、次によること。
  - ア 呼称50のホースの摩擦損失水頭値は、ホース1mあたり、0.15mとすること。
  - イ 呼称65のホースの摩擦損失水頭値は、ホース1mあたり、0.04mとすること。
- (2) 配管の摩擦損失計算は、第4 屋内消火栓設備13、(2)の規定を準用すること。